

集団訴訟法制定案及び懲罰的損害賠償制拡大のための 商法改正案に対する立法予告

1. 導入

2020年9月28日付けで、(i) 現在、証券分野に限定的に導入されている集団訴訟制度につき、分野制限なしに被害者50人以上のすべての損害賠償請求へと拡大して適用する旨の集団訴訟法制定案及び、(ii) 現在、製造物責任法、個人情報保護法及び特許法のような個別法律において一部認められていた懲罰的損害賠償制度につき、関連法及び産業領域の区分なく、すべての商人(法人又は事業者)の故意又は重過失のある商行為に対して認定しようとする旨の商法改正案が各々立法予告され、40日間の意見聴取の手続きを進めています。上記の各制度の拡大適用は、大韓民国において各種事業を営むうえで、多大な影響を及ぼすものと考えられます。以下では、両制度の主要内容及びその拡大導入に伴う主な考慮事項について説明を続けます。

2. 集団訴訟法の新規制定(案)及び主な考慮事項

新規制定が予告された集団訴訟法(以下「集団訴訟法」という。)の主な趣旨は、あらゆる産業分野における集団訴訟制度の認定を目指すものであるため、すべての種類の会社においては、大

韓民国における営業行為に関連し集団訴訟の提起可能性を考慮する必要があります。集団訴訟法は、以下で説明する (i) 訴訟前の証拠調査制度、(ii) 資料等の提出命令の特例及び、(iii) 国民参加裁判制度の適用を各々その主な内容として予告しています。一方、集団訴訟法は遡及適用が可能とされており、同法が施行される場合には、(その除斥期間が終了するまでは) 集団訴訟法施行前の事実を理由とした集団訴訟が行われることに関しても、注意が必要です。

(i) 訴訟前証拠調査制度

これは、いわゆる韓国型証拠開示制度と呼ばれるものの、(関連訴訟を申請した時から適用可能なアメリカのディスカバリー (Discovery) 制度とは異なり) 関連集団訴訟の構成員であることを主張する申請人は、当該集団訴訟の訴えを提起する前でも、集団訴訟で争われるべき事実に関する一定の証拠について、証拠調査を申請することができるものとなっています。

(ii) 資料等提出命令の特例

集団訴訟法上の証拠保全義務の対象は、文書以外の情報を含む「資料等」に拡大され、その実効性を担保するため、違反時の制裁についても強化しているものの、具体的には、正当な理由なくこれに従わない場合、当該違反者に対しては当該資料等の記載、内容が存在するものと推定でき、さらに、例えば資料等で証明する事実を他の証拠をもっては証明できない場合等の追加事情がある場合には、裁判所が当該資料等により証明しようとする事実に関する主張を真実と認めることもできます。

(iii) 国民参加裁判制度

集団訴訟法では、集団訴訟の代表当事者が集団訴訟許可の決定があった一審事件において、国民参加裁判に従うことを請求できるものとなっています。この国民参加裁判制度による評決に裁判所は拘束されないという点で、アメリカの陪審制度とは違いが見受けられるものの、裁判所が陪審員の評決結果と異なる判決を言い渡す場合には、判決書にその理由を記載しなければなりません。

3. 商法改正による懲罰的損害賠償制の拡大及び主な考慮事項

集団訴訟制度とともに立法予告中である商法改正案では、すべての「商人」（法人又は事業者）に対し、すべての「商行為」を理由とした懲罰的損害賠償制度の導入を考慮しています。これにより、製造、金融、建設、さらには、マスコミ等を含むすべての事業領域が、当該制度の適用対象となる可能性があります。

商法改正案は、懲罰的損害賠償の請求額を、当該法人又は事業者の故意若しくは重過失行為により生じた損害の5倍を超えない範囲に限定しており、同懲罰的損害賠償額を定める際、裁判所は次の6つの要因を考慮することになります：故意及び重過失の程度、当該結果として発生した損害の程度、被告が当該行為により得た経済的利益、被告の財産状態、被告が当該行為により刑事処罰又は行政処分を受けた場合には、その処罰又は処分の内容及び程度、被告が被害救済に向けて行った努力の程度。参考までに、同商法改正案には遡及効果はなく、当該改正案施行後、初めて行われた行為による損害より訴訟としてのみ請求が可能な点は、集団訴訟法とは異なる点です。

4. まとめ

これまで、各種マスコミ等において争点となっている集団訴訟法及び懲罰的損害賠償制度の拡大法案とそれぞれの主な考慮事項について、簡単にご説明致しました。この二つの制度は、いずれも第21代国会の重点推進法案に含まれており、導入される可能性自体は高い状況であると見られるものの、立法予告の手続き等を経て、今後、具体的な内容の変更等があり得るものと考えられます。法務法人(有)世宗の日本チームは、今後も、本件関連の情報を持続的にアップデートしてご案内させていただきます。これに関してのお問い合わせ等がございましたら、いつでも法務法人(有)世宗までご連絡頂ければ幸いです。

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

Contact us



金潤希 (キム・ユンヒ)
Partner

T. +82-2-316-4025

E. yhekim@shinkim.com



金永根 (キム・ヨンゲン)
Partner

T. +82-2-316-1608

E. ygkim@shinkim.com



周旻貞 (ジュ・ミンジョン)
Partner

T. +82-2-316-4658

E. mjejoo@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.